

質問第一四六号

障害者マル優制度の縮小に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十二月十九日

谷  
博  
之

参議院議長江田五月殿



## 障害者マル優制度の縮小に関する質問主意書

郵政民営化に伴い、障害者を対象とする郵便貯金の利子所得に対する非課税制度（以下、「郵便貯金障害者マル優」という。）が廃止された。これは、民間銀行における少額貯蓄非課税制度と合わせて従来七百万円分あつた、障害者に係る預貯金の利子所得に対する非課税枠が半分の三百五十万円になつてしまつたことを意味する。障害者自立支援法によつて障害者に新たな負担を押しつける一方で、当事者の意見を全く聴かないまま、財産形成の機会を奪つたことは言い逃れのできない、政府の失策である。

私はこの問題を一〇〇七年十二月二十五日の参議院厚生労働委員会で取り上げたところ、舛添厚生労働大臣は「御指摘になられたような政策決定が行われたその過程については、十分精査して再検討し、どういう反省をしないといけないか、これも私は今の現職厚生労働大臣として対応してまいりたい」と答弁している。また中村吉夫厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長は「お話しのございましたような御要望があるとすれば、私どもとしても今後よく関係府省と相談をしながら議論を進めていきたいというふうに思いました」と答弁している。

一方、この質問主意書提出に先立ち、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会に問い合わせたところ、こ

の制度廃止について全く知らされていなかつたことである。社会福祉法人日本身体障害者団体連合会は各都道府県・政令指定都市の障害者団体、社団法人日本オストミー協会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会で構成されている、障害者本人による全国最大規模の連合団体である。

そこで以下、質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合であつても、質問項目ごとに答弁されたい。

一 右答弁以降、厚生労働省は関係府省とどのような相談をし、議論をし、そしてどのような反省をしたのか。具体的に明らかにされたい。

二 郵便貯金障害者マル優のように、障害者の財産形成を支援するための税制は、障害者の権利に関する条約に規定する合理的配慮に基づく制度に該当すると考えるか否か。またその理由は何か。

三 障害者基本法第二十一条には、「国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、・・・その他必要な施策を講じなければならない」と規定しているが、郵便貯金障害者マル優の廃止に当たつて、政府は、その措置が同条の規定に照らして適當であるか否かの検討を行つたのか。

四 右三の検討を行つたのであれば、①政府部内のどのような機関が検討を行つたのか、②検討に当たつて

当事者である障害者の意見を聽かなかつた理由は何か、③同条の規定にもかかわらず、郵便貯金障害者マル優を廃止した理由は何か、以上の点について説明されたい。

五 右三の検討を行つていないのであれば、その理由は何か。

六 障害者にとつて、郵便貯金における利子所得に対する非課税制度は、大正九年にさかのぼる長い歴史のある制度である。郵政民営化の基本方針や郵政民営化法案の閣議決定時に、厚生労働省も総務省もこの歴史ある制度の廃止が郵政民営化に伴うことに気づくべきで、その代償措置等について、当事者団体の意見を全く聽かなかつたのは両省の不作為ではないか。

七 内閣官房も総務省も障害者施策推進本部の本部員であり、厚生労働省を頼ることなく、所管施策である郵便貯金制度の変更・廃止について、障害者に対する十分な配慮をすべきでなかつたのか。

八 郵便貯金障害者マル優の既往分については、民営化後も満期まで適用する経過措置を講じたと、総務省は私に対して回答しているが、既往分についても、その満期後にゆうちょ銀行と契約する分の利子所得については民間銀行の非課税枠を利用されている障害者の方には優遇されないのであり、利子所得が減るのは明らかでないか。

九 右八の経過措置を講じることで、制度廃止に当たり当事者の意見を聞く必要はなかつたと政府は考へて  
いるのか。

十 障害者は、一般に収入の基盤が弱いため、その自立及び社会参加の支援のためには、貯蓄その他の財産  
形成を支援する必要性があると思われるが、この点に関する政府の見解は如何か。

十一 障害者の貯蓄その他の財産形成支援の必要性を認識している場合、利子所得に対する非課税その他の  
税制を通じた支援の必要性について政府の見解は如何か。

十二 二〇〇二年度税制改正において、六十五歳以上の高齢者が少額貯蓄非課税制度の対象から除外され、  
障害者のみに対して当該制度を引き続き存続させた理由は何か。

十三 一九九三年度税制改正に当たり、当時の郵政省は、郵便貯金の利子所得に対する非課税限度額につい  
て七百万円への引き上げを要望している。郵政民営化に当たり、ゆうちょ銀行を含む民間銀行等に適用す  
る利子所得に対する非課税限度額をなぜ七百万円に引き上げる検討を行わなかつたのか、理由を明らかに  
されたい。

十四 二〇〇五年の衆議院選挙においては、郵便貯金障害者マル優の廃止を国民に隠したまま、当時の小泉

総理大臣は「郵政民営化で国民が損することは何もない」とうそぶいたが、今、郵政民営化による様々な弊害が全国津々浦々で引き起こつており、むしろ「郵政民営化で国民が得することは何もない」ことは誰の目にも明らかである。郵政民営化によつて侵害された障害者の利益を回復するために、次の税制改正に当たり、ゆうちょ銀行を含む民間銀行等に適用する利子所得に対する非課税限度額を七百万円に引き上げる検討をするべきではないか。

右質問する。

